

## 整骨院・接骨院等での柔道整復師による施術(治療)の健康保険適用 についての取り扱いについて

健康保険組合が交付した「保険証」を、病院・医院等の保険医療機関に提示することにより、(医師法の適用を受けた)医師が行う診療について保険診療として受診することができます。

しかしながら、上記の医師ではない柔道整復師が行う整骨院・接骨院等での施術については、限定された条件で行われる施術以外、健康保険法では保険診療の扱いとして認めていません。さらに病院・医院等の保険医療機関において、医師が行う診療を受診することが保険診療では原則(健康保険法 第六十三条)となっています。

また、整骨院・接骨院において、柔道整復師が施術(治療)して保険診療の対象になるのは、健康保険組合が医師の診療を受けることが困難であると認めた場合、もしくはやむを得ないと認めた時に医師以外の者からの診療・施術等を受けることができる(健康保険法 第八十七条)と定められています。

以上の理由により、加入者の皆さんが整骨院・接骨院等で施術を受け、柔道整復師から保険診療になると説明を受けた施術であっても、内容審査した結果、保険対象外と判定される場合があります(その場合、施術費用は全額加入者の自己負担)。

保険診療費用は、被保険者と被保険者が勤務する会社が納付する大切な保険料から支払われています。正しい診療・施術の仕方についてご理解いただいたうえで、医療費の適正化についてご協力をお願いいたします。

なお、このお知らせは「保険証」を使用しない様々な療法を選択することを妨げるものではありません。

以上